

第三六回全国争議団交流会報告

今年も三月五・六日の両日、三六回目の全国争議団交流会・交流集会在東京で開催され、川口、石原が南労会支部から参加した。

五日は、昼過ぎから東京目黒区の区民会館等で準備会議と三つの分科会が行われた。夕方からの交流集会は場所を移して、行われ緊急報告として、



最高裁前の集会で支援を訴える韓国サンケン電気の労働者たち

韓国サンケン電気の労働者が来日、三四名の解雇撤回のため本社のある埼玉、入間市へ赴き、要求の申し入れや地域デモなどの闘争を呼びかけた。

同じく関西生コンの西山さんも駆けつけ、七億円のでたらめな損害賠償攻撃を掛けられている争議報告と共謀罪廃案！のミキサ―車デモのアピール

を行った。午後六時からの交流集会は盛だくさんの内容と発言者で最後の翌日現場闘争の注意

事項と決意表明、シユプレヒコールまでを八時半きっちりに完了した。

三・六全国結集行動

①東京南部労組、ミッドランズ闘争。六本木の不動産屋で働くHさんは、

社長が理事を務める地元商店街組合、主催のお見合いパーティーへの強制参加を断り「二度と来るな」と口頭解雇される。その後、解雇を撤回され

た。が、出社すると無断欠勤したと、でっち上げられ、仕事取り上げ、退職強要などパワハラを受け出社不能状態になった



交流会 各争議団から報告

ため、組合に相談。「環境改善した上での職場復帰」を求め団交を開始した。団交で会社は口頭解雇を認めたが、都労委のあっせん団交では口頭解雇は無かったと居直り「解雇してないなら復職を」と都労委に指摘されるや、一転「出社命令」を出して、あっせんを打ち切り不当行為を棚上げ

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

にしたまま出勤攻撃に出て来た。そして「出社拒否」等を理由に解雇通告書を出し二度目の解雇を断行。態度を二転三転させ、悪徳弁護士を楯に、ひたすら逃げる社長を許さず、解雇撤回、職場復帰を勝ち取る当該の決意を支援したい。早朝から社前で情宣、申し入れ行動を行うが、社長は出社せず応対に出た管理職に申し入れ書を手渡して読み上げ、抗議を行う。六二名の結集で会社側と出勤・通学途上の多くの都民に訴えかける事が出来た。

策会議。間接強制とは争議禁圧の法的手段として特に現場行動に規制を掛け違反すれば、一回につき〇〇万円支払えと言うもの。争議団や労働組合に対して打たれる損害賠償訴訟と共に「民事弾圧」と呼ばれ、直接争議当該や組合員を逮捕、拘留する刑事弾圧と対比して言われる争議つぶし、組合つぶしの手法である。六五名で裁判所の金属探知機をくぐって総務課に抗議を展開。特に連帯労組、大道測量闘争に対してこの間掛けられた東京地裁立川支部の不当極まりない判決と訴訟指揮を糾弾した。大道測量闘

争は逃亡した元社長の解雇をはじめとした争議責任を追及。裁判所は元社長が「確定判決で支持された救済命令の履行を拒否し：労使紛争を解決しないまま役員を退く一方、退任に先立って自己の債権確保を図っている：」などと認定しながら、二月八日にとんでもない不当判決を出した。「元社長と妻に百三十四万円余の損害支払」「住居を訪問しての面会要求、半径一〇〇m以内でのピラ配布、声掛けつきまとい、ゼッケン等を着けての滞留・徘徊、などの行動差し止めを決定し元社長らの住居の平穏を害しては

ならない」と！ 解雇された労働者の生活の「不穏・困窮」には一顧だにせず経営者の「生活の安泰」のみを守ると言うのであれば法の下の平等に反し、憲法違反であり、そして差別である。



共謀罪反対集会 南労会支部から K委員長が発言

③共謀罪反対集会、弁護士会館前

安倍政権はテロ等準備罪と名称変更し、現代版の治安維持法である共謀罪の強行成立を狙っている。

個人の内心の自由を縛り、刑法の既遂行為の処罰原則を破壊する憲法違反の悪法（治安弾圧法）である。

国家に対して従属性を高め「自分は悪者ではない、批判や抵抗はしない無害だ」とどこまでも証明しなければならぬ恐ろしい世の中になる。権力側は一網打尽やでっち上げ、選別弾圧が更に「合法的」にやり易くなる。四度目の廃案に向け弁護士会も協力して共に闘おう！今が正念場と会館に向かって声を挙げ、小雨の中八六名の結集で集会を貫徹した。

④ふじせ闘争、最高裁情

宣

弁護士会館前から皇居の外堀沿いにゼッケンをつけたまま徒歩移動。桜田門の正面にそびえる警視庁の威圧的なビルの下を通過、国会議事堂の真ん前を横切り最高裁へ向かう。コンクリートの巨大なかたまりが目に入る。塀の無い拘置所か！と見まちがう異様な建物だ。

学研・ふじせ闘争は東京ふじせ企画を倒産に追い込んだ学研の使用者責任追及の闘いである。学研の新規事業Ⅱ高齢者福祉施設ココファンあすみが丘の居住者の待遇改善を求める声を組合ユニースに掲載した事に対して

学研とココファンが二〇一三年に仕掛けた対組合訴訟。昨年二月の地裁に

訴えられた。判決を受けた。昨年九月に高裁で不当判決が出された。判決を受け学研は当該組合員の銀行口座差し押さえを強行し約三百万円を取り立てた。更に、高裁判決では争議権に土足で踏み込むごとき不当な判断で「学研には使用者性が認められない、組合が団交を申し入れる正当な権利は無い」と放言。裁判所の権限をも逸脱した違法不当

な政治的主観の押しつけである。

そして今年、最高裁は組合の申し入れの日程を約束した日の、まさに翌日、棄却決定を出すと言わぬ不誠実、卑劣な拳に出たのである。憲法違反の争議権全面否定を絶対に許さない全国からの声をぶつけていかなければならない。

関西争議交流会の一員
南労会支部
I
で参加

港合同「反安保」学習会

- 日時 六月二十三日（金）午後六時
- 場所 田中機械ホール
- 港合同組合員全員参加